

ダイオキシン類環境調査業務委託
仕 様 書

1 目的

守口市内における大気環境、水質環境及び土壌環境中のダイオキシン類の濃度把握のため、実施するものである。

2 調査対象

この仕様書におけるダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 12 年1月 15 日施行)に定めるものをいう。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月 31 日までとする。
なお、調査日の日程は、本市職員が指定する日とする。

4 調査地点並びに調査頻度

以下の表のとおり、実施するものとする。調査地点は、別紙「ダイオキシン類環境調査業務委託調査地点図」に示す。

分析対象	調査地点(所在地)	調査頻度	測定手法に係る 特記事項	備考
大気環境	守口市役所庁舎屋上 (京阪本通2丁目5番5号)	年2回 9,1月	1週間サンプリング 手法(7日間連続 100 ㍲/分)	◆サンプリング期間中は、気象状況(風向風速)についても記録すること
	大阪府営守口錦通住宅屋上 (寺方錦通4丁目5番4号)	年2回 9,1月	1週間サンプリング 手法(7日間連続 100 ㍲/分)	◆サンプリング期間中は、気象状況(風向風速)についても記録すること
水質環境	古川(大久保神田橋) (大久保5丁目 56 番付近)	年1回		◆降雨の影響のないときに実施すること
土壌環境	大日東公園 (大日町 3 丁目 167 番地 (地番表記))	年1回		◆降雨の影響のないときに実施すること

5 調査方法

試料採取、分析方法、分析精度の管理、定量下限値、濃度の表示等については、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について(通知)(平成 12 年1月 12 日、環企企第 11 号)」等に定めるものとする。ただし、環境省から新たな方法等が示された場合は、その方法を遵守するものとする。大気環境調査における気象状況の記録(風向・風速)は、風車型風向風速計と記録計を用いて、1 週間連続測定を行うこと。
また、水質環境分析には、外観、pH値、浮遊物質量の測定も含む。

6 打ち合わせ

調査に係る本市職員との打ち合わせは、契約締結後、調査報告書提出前の2回とする。
なお、打ち合わせの議事録を作成し提出すること。

7 調査報告書等

- (1) 標準作業手順(SOP)を作成し報告すること。
- (2) 速報値の報告
試料採取後 30 日以内に分析結果をまとめ、速報値を報告すること。
- (3) 調査報告書
全分析終了後、調査報告書をまとめ、完成図書1部及び電子媒体(CD又はDVD)1部を提出すること。なお、調査報告書は、計量証明書、分析データ、精度管理表、チャート、検量線図、野帳、調査時の写真等を含む。
- (4) 調査報告書等の規格
調査報告書等の規格は、日本工業規格A-4サイズとする。

8 その他

- (1) 受託者は、ハイボリュームサンプラーの防音対策を講じること。
なお、同装置の電源(100V)は、本市が用意する。
- (2) 支払方法は、業務完了後の一括払いとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に係る業務の再委託を行ってはならない。
- (4) 受託者は、緊急時において速やかに対応が可能な体制を確立すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に関して疑義が生じたときは、本市職員と受託者とが協議し、これを定めるものとする。

仕様書 別紙 ダイオキシン類環境調査業務委託 調査地点図

